

大鰐町農林業物価高騰対策生産資材等購入支援事業

【国の重点支援地方交付金活用事業】

農林業者向け

町では、資材等物価高騰により経営に影響を受けた農林業者の経済的負担の軽減を図るため、農林業用資材等の購入に要する経費の一部を補助します。

1 受付期間

令和8年3月16日（月）から6月30日（火）まで

午前8時30分から午後4時45分まで

※閉庁日は除く

※予算の範囲を超えた場合は抽選となります。

※抽選の結果発表（令和8年7月上旬）

（令和7年11月1日から令和8年6月30日までに購入した
又は購入する農林業用資材等が補助対象）

導入事例：クマ用電気柵購入等



2 補助対象経費

次の①から④までの購入費を対象経費とします。なお、①～④の合計金額が1万円未満（消費税及び地方消費税を除く）のものは対象外となります。

①農林業生産における鳥獣被害防止対策資材【クマ用電気柵等】

②農林業用、園地等管理用機械購入費【肩掛け機械等】

③農林業用に係る備品購入費【アシストスーツ等】

④農林業用資材購入費【肥料・農薬等を含む】

その他詳細等についてはお問合せください。

導入事例：草刈り機等



3 対象者の要件

次のいずれにも該当する方が対象者となります。

- 1) 町内に住所を有する農林業生産者（法人を含む）で、令和6年分の農林業収入について税の申告をしており、事業収入額が総収入額の5割以上を占め、農林業を継続している方。
- 2) 町税等を滞納していない方。
- 3) 収入保険等へ加入又は加入見込がある方。

導入事例：肥料・農薬等



4 補助（限度）額

対象経費	補助（限度）額
補助対象経費の①～④に記載するもの	補助対象経費の1/5（上限6万円）

（例：補助対象経費（税抜き）30万円×1/5＝6万円が補助金となります。）

※補助金は、1,000円未満を切り捨てた額となります。

■お問合せ 大鰐町農林課 農政農務係 ☎0172-55-6574（直通）